

第一種貨物利用運送事業の登録申請（外航）

外航運送に係る第一種貨物利用運送事業を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受ける必要があります（法3条（登録））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

（1）第一種貨物利用運送事業登録申請

貨物利用運送事業法

- 第3条第1項 第一種貨物利用運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。
- 第4条第1項 前条第1項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
第2号 主たる事務所その他の営業所の名称及び所在地
第3号 事業の経営上使用する商号があるときはその商号
第4号 利用運送に係る運送機関の種類、利用運送の区域又は区間及び業務の範囲

貨物利用運送事業法施行規則

（登録の申請）

- 第4条第1項 法第4条第1項の規定により第一種貨物利用運送事業の登録を申請しようとする者は、同項各号に掲げる事項を記載した第一種貨物利用運送事業登録申請書を提出しなければならない。

（2）添付書類

貨物利用運送事業法

- 第4条第2項 前項の申請書には、事業の計画その他の国土交通省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

貨物利用運送事業法施行規則

（登録の申請）

- 第4条第2項 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 第1号 次に掲げる事項を記載した事業の計画
イ 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要
ロ 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の概要
ハ その他事業の計画の内容として必要な事項
第2号 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
第3号 貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類（貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、保管施設の面積、構造及び附属設備を記載した書類を含む。）
第4号 既存の法人にあっては、次に掲げる書類
イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
ロ 最近の事業年度における貸借対照表
ハ 役員又は社員の名簿及び履歴書
第5号 法人を設立しようとするものにあっては、次に掲げる書類
イ 定款（商法（明治32年法律第48号）第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合にあっては、認証のある定款）又は寄附行為の謄本

- ロ 発起人、社員又は設立者の名簿及び履歴書
ハ 設立しようとする法人が株式会社である場合にあっては、株式の引受けの状況及び見込みを記載した書類
第6号 個人にあっては、次に掲げる書類
イ 財産に関する調書
ロ 戸籍抄本
ハ 履歴書
第7号 法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しない旨を証する書類

（3）登録の拒否要件

- 第6条第1項 国土交通大臣は、第4条の規定による登録の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否しなければならない。
- 第1号 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
第2号 第一種貨物利用運送事業の登録又は第二種貨物利用運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
第3号 申請前二年以内に貨物利用運送事業に関し不正な行為をした者
第4号 法人であって、その役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）のうちに前三号のいずれかに該当する者のあるもの
第5号 船舶運航事業者若しくは航空運送事業者が本邦と外国との間において行う貨物の運送（以下「国際貨物運送」という。）又は航空運送事業者が行う本邦内の各地間において発着する貨物の運送（以下「国内貨物運送」という。）に係る第一種貨物利用運送事業を営もうとする者であって、次に掲げる者に該当するもの
イ 日本国籍を有しない者
ロ 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
ハ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
ニ 法人であって、イからハまでに掲げる者がその代表者であるもの又はこれらの者がその役員の一以上若しくは議決権の三分の一以上を占めるもの
第6号 その事業に必要と認められる国土交通省令で定める施設を有しない者
第7号 その事業を遂行するために必要と認められる国土交通省令で定める基準に適合する財産的基礎を有しない者

貨物利用運送事業法施行規則

（事業に必要な施設）

- 第6条 法第6条第1項第6号の国土交通省令で定める施設は、次のとおりとする。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な事務所その他の営業所
第2号 貨物の保管体制を必要とする場合にあっては、第一種貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設

（財産的基礎）

- 第7条 法第6条第1項第7号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が三百万円以上であることとする。
- 第8条第1項 基準資産額は、第4条第2項第4号ロ又は同項第6号イに掲げる貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。
- 第8条第2項 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された価格と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の評価額は、その評価額によって計算するものとする。

第8条第3項 第1項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があったことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とする。

(4) 申請方法

外航一種事業登録申請は、国土交通大臣あてに申請書を作成し、必要な書類を添付の上、国土交通省総合政策局国際物流課又は各地方運輸局海事振興（海事）部、神戸運輸管理部貨物（港運）・海事産業課、沖縄総合事務局運輸部陸上交通課あてに申請してください。この場合、郵送により申請することもできます。

★郵送による受付については、以下の点にご留意下さい

- ①あて先には、外航利用運送担当と明記して下さい。
- ②書留等配達を証明する郵便で送付願います。
- ③受理印を捺した申請書の控えの返送を希望される方は、申請書（控え）及び必要な金額の切手を貼付した返信用封筒を同封して下さい。
- ④申請について、修正等が必要となる場合、申請内容に疑問点がある場合には、来庁していただく場合もあります。

(5) その他

・国際運送に係る貨物利用運送事業について、本法による登録又は許可の対象となる事業は、輸出に係る貨物利用運送事業のみが対象であり、輸入及び三国間に係る貨物利用運送事業は、本法の規制の対象となりません。

・事業の計画について、他の利用運送機関の種類に係る第一種貨物利用運送事業等も併せて申請する場合は、利用運送機関の種類毎に別葉にして申請してください。

・貨物利用運送事業については国土交通省ホームページでもご覧いただけます。
<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/butsuryu05400.html>

・本申請は、邦人用であり、以下外国人に該当する場合は、別途外国人用をご覧ください。

○外国人事業者の定義

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
- ③ 外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
- ④ 法人であって、①～③までに掲げる者が、
 - ・その代表者であるもの 又は
 - ・これらの者がその役員の1/3以上 若しくは
 - ・議決権の1/3以上 を占めるもの

※よくある例として、日本の会社法に基づき設立された法人であっても、代表者が外国人、役員が1/3以上が外国人、出資者（議決権）の1/3以上が外国（法）人のいずれかに該当する場合は、外国人となります。

■許認可申請書関係書類と作成上の注意

1. 【申請書】（様式1）

2. 【添付書類】

①事業の計画（様式2）

- ②利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し
※運賃の收受に関する書類（見積書）でも可。なお契約書には以下事項を含めて下さい。
 - a) 外航船舶を利用して運送する契約である。
 - b) 公序良俗に反しないものである。
 - c) 海運業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。
 - d) 貨物利用運送事業が円滑に行われることを担保するものである。

③貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類

- ・営業所について都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式3）
- ・営業所の使用権原を証する書面（様式4）

④貨物の保管施設明細（※保管施設がある場合）（様式5）

⑤定款

⑥登記簿の謄本（履歴事項全部証明書）

⑦貸借対照表…直近事業年度における貸借対照表

外航一種事業を行うにあたり、以下の条件を満たしていることが必要です。
 ・財産的基礎（純資産*300万円以上）を有していること。

*純資産＝総資産－創業費その他の繰延資産・営業権－総負債

⑧役員名簿及び履歴書（様式6）（様式7）

⑨欠格事由に該当しない旨の宣誓書（役員全員）（様式8）

3. 利用運送約款

第一種利用運送事業の約款の認可申請（外航）を参照。ただし、標準外航利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第8条の規定に基づく認可は不要となるため、その場合には「事業の計画（様式2）」に「9. 備考」として以下のとおり記載。

「利用運送約款は、標準外航利用運送約款（平成2年運輸省告示第586号）を使用する。」

(様式1)

【外航第一種／新規登録申請】

【外航第一種／新規登録申請】

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名(役職) ⑩
(担当者氏名: TEL:)
(email:)

第一種貨物利用運送事業登録申請書

今般、第一種貨物利用運送事業の登録を受けたいので、貨物利用運送事業法第4条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名又は名称
住 所
代表者氏名(役職)
2. 経営しようとする利用運送機関の種類
「外航海運」
3. 事業の計画
「別紙」

(様式2)

別紙

事業の計画

1. 利用運送に係る運送機関の種類

外航海運

2. 利用運送の区間

国内	東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、その他地方港
国外	アジア、欧州

3. 主たる事務所の名称及び位置

名称	位置
本社	本社と同じ

4. 営業所の名称及び位置

営業所	位置
〇〇〇営業所	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3
△△△営業所	△△県△△市△△4-5-6

5. 商号

〇〇株式会社

6. 業務の範囲

一般事業

7. 保管施設の概要

保管施設名	住 所	所有賃借別	棟 数
〇〇営業所内	〇〇県〇〇市〇〇1-2-3	所有	1
△△営業所内	△△県△△市△△4-5-6	賃貸	1

8. 利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者の概要

運送事業者	種 類	航 路	船 種	住 所	電話番号
〇〇海運(株) (代理店)〇 〇海運ジャ パン(株)	船会社	定期	コンテナ船	〇県〇〇市〇1-2-3	012-345-6789
〇〇〇(株)	利用運送事業者	不定期	RORO船	△県△△市△4-5-6	012-345-6789

9. 備 考

利用運送約款は、標準外航利用運送約款（平成2年運輸省告示第586号）を使用する。

1. 「外航海運」と記載。

2. 利用運送の区間

- ・「国内」には、使用する国内の港名を記載。（主要港を記載した包括的な記載も可）
- ・「国外」には仕向地を記載。地域名（例 北米、欧州、オセアニア、アジア、中東、中南米、アフリカ）で可。

3. 本社（外航利用運送業務を統括する事務所が別にある場合は、その統括する事務所）の名称及び所在地を記載。（「本社」、「本社と同じ」でも可。）

4. 外航利用運送事業に係る営業所の一覧を記載。

- ・記載する営業所は、外航運送に係る第一種貨物利用運送を行う支店、営業所に限る。
- ※添付書類：所有、賃借の裏付け書類（土地建物の登記簿謄本・賃貸借契約書（写）・見取図、平面図（使用権原を有することを証する書類（様式4）をもって省略可）、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（様式3））

5. 事業の経営上使用する商号があるときはその商号を記載。

6. 特段の必要のない限り、「一般事業」と記載。

- ・特に取扱品目を限定する場合には、次のように記載。
（例）限定品目 〇〇、△△

7. 保管施設の概要を記載。

- ・当該利用運送事業の用に供する保管施設（倉庫、上屋等）を記載。
- ・自社において保管施設がない場合は、保管施設を有しない理由を記載。
（例）貨物の保管については、〇〇倉庫（株）に委託

8. 利用する実運送事業者又は外航利用運送事業者を記載。

- ・事業者名、種類（船会社、利用運送事業者の別）、航路（定期航路・不定期航路の別）、船種（コンテナ船、RORO船等）、住所、電話番号を記載。
- ・代理店の場合は代理店名と船会社名を記載。

添付書類（様式3）

別紙2

都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

印

（補足）

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

添付書類（様式4）

使用権原を有することを証する書類（記載例）

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所^(注)について、使用権原を有することを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名（役職）

印

（補足）

（注）上記「営業所」について、保管施設を保有する場合は、「営業所及び保管施設」と記載すること。

履歴書(記載例)

履 歴 書

本籍地 ○○○○○○○○○○○○○○
 現住所 ○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○ ○ ○ ○
 生年月日 ○○○○○○○

学 歴

○○年○月 ……………卒業

職 歴

○○年○月 ……………
 ○○年○月 ……………
 ○○年○月 ……………
 現在に至る

団体（公職）歴

○○年○月 ……………
 …… ……………

賞 罰

…… ……………

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

(注) 必ず現職の就任年月日を記載して下さい。

欠格事由に該当しない旨の宣誓書(記載例)

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第6条第1項第1号から第5号までのいずれにも該当しないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

氏名 ○ ○ ○ ○ 印（個人印）

(注1) 申請時における全役員の宣誓書を添付する。

(注2) 新規法人の場合は、発起人、社員、または設立者の宣誓書を添付する。

第一種貨物利用運送事業の利用運送約款の認可申請（外航）

外航運送に係る第一種貨物利用運送事業を行おうとする者は、登録申請と併せて、利用運送約款の認可を国土交通大臣より受ける必要があります（法8条（利用運送約款））。申請にあたっては、下記の規定をご参照の上、書類等を作成又は添付し、国土交通大臣あてに申請して下さい。

1. 提出書類

① 利用運送約款設定認可申請書（様式9）

② 利用運送約款

英文の場合は、その和訳（内容が英文と相違ない旨証明したもの）を添付願います。

標準外航利用運送約款を使用する場合には、貨物利用運送事業法第8条の規定に基づく認可は不要となりますので、その場合には「事業計画」に「9. 備考」として標準外航利用運送約款（平成2年運輸省告示第586号）を使用する旨を記載して下さい。

（様式9）

年 月 日

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

住 所
氏名又は名称
代表者氏名（役職）

印

利用運送約款設定認可申請書

今般、利用運送約款の認可を受けたいので、貨物利用運送事業法第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代表者氏名（役職）

2. 設定しようとする利用運送事業の種別とその運送機関の種類

第一種貨物利用運送事業（外航海運）

3. 利用運送約款

別紙のとおり

【参考1】利用運送約款認可申請 関係法令

(1) 利用運送約款認可申請

貨物利用運送事業法

- 第8条第1項 第一種貨物利用運送事業者は、利用運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 第8条第2項 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、次に掲げる基準によって、これをしなければならない。
- 第1号 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること。
- 第2号 少なくとも貨物受取及び引渡し、運賃及び料金の收受並びに第一種貨物利用運送事業者の責任に関する事項が明確に定められているものであること。
- 第8条第3項 国土交通大臣が標準利用運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、第一種貨物利用運送事業者が、標準利用運送約款と同一の利用運送約款を定め、又は現に定めている利用運送約款を標準利用運送約款と同一のものに変更したときは、その利用運送約款については、第1項の規定による認可を受けたものとみなす。

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の認可の申請)

- 第11条 法第8条第1項の規定により利用運送約款の設定又は変更の認可をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した利用運送約款設定（変更）認可申請書を提出しなければならない。
- 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに登録番号
- 第2号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款に係る利用運送機関の種類
- 第3号 設定し、又は変更しようとする利用運送約款（変更の認可の申請の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。）
- 第4号 変更の認可の申請の場合にあっては、変更を必要とする理由

(2) 記載事項

貨物利用運送事業法施行規則

(利用運送約款の記載事項)

- 第12条 法第8条第1項の利用運送約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 第1号 第一種貨物利用運送事業である旨及び利用運送機関の種類
- 第2号 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項
- 第3号 利用運送の引受けに関する事項
- 第4号 受取、引渡し及び保管に関する事項
- 第5号 損害賠償その他責任に関する事項
- 第6号 その他利用運送約款の内容として必要な事項

[参考]

約款について

法第8条及び法第26条の規定による利用運送約款の認可に当たっては、左記法令のほか、以下の点に留意ください。

- ① 施行規則第12条及び施行規則24条に規定される記載事項が明確に規定されていること。
- ② 運賃及び料金の收受、運送の引受け等について合理的なものであり、かつ、不当に差別的でないものであること。
- ③ 損害賠償等に関し利用者との契約内容が不明確なものでないこと。
- ④ 利用運送約款では、利用者に対し運送責任を負う旨が規定されていること。また、当該運送約款について、当該利用運送に係る実運送事業者の負う運送責任と少なくとも同等のものであること。

運賃及び料金の設定の届出（外航）

外航貨物運送に係る貨物利用運送事業を行おうとする者は、**第一種貨物利用運送事業の登録をした後、運賃及び料金設定の届出をする必要があります**。運賃及び料金を新たに設定した場合（変更も含む）、その日を基準日に30日以内に下記の書類を国土交通大臣あてご提出してください。（運賃及び料金を変更した場合も同様です。）

1. 提出書類

①運賃料金設定(変更)届出書(様式10)

②基本運賃率表及び適用方法

以下及び関係法令(参考2)により基本運賃率表と運賃の適用方法を示した書類を作成し、運賃料金設定(変更)届出書に添付してください。

2. 届出のあて先及び提出先

国土交通大臣あてに本省総合政策局国際物流課又は各地方運輸局海事振興部等、沖縄総合事務局運輸部あてまでご提出ください。

3. 届出作成上の留意点

①運賃・料金届出の対象事業

運賃・料金の届出対象となる事業は、外航貨物定期航路及び旅客定期航路を利用する貨物利用運送事業であり、外航貨物定期航路を利用しばら積み貨物を運送する貨物利用運送事業及び外航不定期航路を利用する貨物利用運送事業については、本届出は不要です。

届出をする運賃・料金には、港湾運送事業（港湾荷役）の料金は含まれません

②設定する運賃・料金

・設定する運賃・料金の種類及び額、適用方法についてそれぞれ作成して下さい。

③運賃・料金

・設定する運賃・料金については、当該利用運送部分（port to port）のみとし、港湾運送事業者に支払う費用は含まないものとします。

④運賃・料金表

・運賃・料金表には、品名、LCL、FCL（20フィート、40フィートの別）、航路、日本側積出港、外国の陸揚港（仕向港）を明記して下さい。
 ・上記が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 ・LCL貨物については、重量等单位による基本運賃を設定し（キログラム、トン、立法メートル等）、単位を明示してください。
 ・当該運賃にはサーチャージ等が含まれるのかどうか、オールインの運賃であるのかどうかについて注記して下さい。
 ・なお、複数の積出港から複数の仕向地への運賃が同一である場合には、これらの包括的記載でも差し支えありません。

⑤適用方法

・適用方法を記載したものについては、以下の内容が網羅されているものであれば、書式例に関わらずどのような形式でも構いません。
 a) 当該料金が外航運送に係る第一種貨物利用運送事業に適用されるものである。
 b) 特定の荷主に差別的な取扱いをしないものである。

c) 運賃計算方法、割引方法について、業界の慣例等を踏まえ、常識的かつ合理的なものである。

d) 特殊貨物の取扱等他に必要な事項がある場合、その取扱方法等について記述されるものである。

e) 公序良俗に反しないものである。

・幅運賃については、変動する海上運賃市況を考慮することを目的としています。つまり、確定額の届出のみとした場合には、海上運賃市況の変動に合わせた機動的な運賃の変更に支障を来たすことや、またその届出が煩雑化することが考えられることから、それを簡素化することを目的として採り入れています。幅運賃の範囲を超える運賃額の変動があった場合には、すみやかに届出を提出してください。

⑥附帯料金

・貨物利用運送事業において発生する附帯業務に係る料金についても本届出の対象となります。また、届出されている運賃・料金以外に新たなチャージを徴収する場合にも改めて届出を提出する必要があります。（例：米国向けコンテナ貨物において、米国政府より事前提出が求められているマニフェストに係る作業料金としてA M S チャージを荷主より徴収する場合等。）

(様式10)

【外航第一種／新規登録申請】

【外航第一種／新規登録申請】

年 月 日

〈基本運賃率表〉の例

国土交通大臣
〇〇 〇〇 殿

別紙1

住 所
氏名又は名称
代表者氏名(役職) 印

運賃料金設定(変更)届出書

今般、運賃及び料金の設定(変更)を貨物利用運送事業等報告規則第3条の規定に基づき、関係書類を添えて、下記のとおり届出致します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

氏名又は名称
住 所
代表者氏名(役職)

2. 設定(変更)しようとする運賃及び料金を適用する利用運送事業の種類及び利用運送機関の種類

種別 第一種貨物利用運送事業
種類 外航海運

3. 設定(変更)する運賃及び料金の種類、額及び適用方法

別 紙

4. 運賃及び料金を設定(変更)した日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

I 基本運賃率表

航 路 米国西岸航路

積出港 日本主要港

陸揚港 シアトル他米国西岸主要港

品 目	L C L	F C L (20 71-ト)	F C L (40 71-ト)
航空機部品	U S \$ 〇〇〇	U S \$ 〇〇〇	U S \$ 〇〇〇
化学薬品 (タンクコンテナ入り)		〇〇〇	〇〇〇

B A F、C A F等サーチャージは別途徴収いたします。

〈運賃の適用方法〉の例

別紙 2

II 運賃の適用方法

1. この運賃は、外航運送に係る第一種貨物利用運送事業として運送契約を結んだ貨物の運送に適用する。
2. 基本運賃率表に掲げる金額を基本運賃とする。
3. ①基本運賃は、航路別、積出港別、積揚港別、品目別、LCL、FCL(20フィート)、FCL(40フィート)別に計算する。
②基本運賃にCAF、BAF、CFSチャージ等サーチャージが含まれているか否かの区別は、基本運賃率表の注記によるものとし、サーチャージを含まない場合は、別途実費徴収する。
4. LCLの基本運賃は、原則として容積トン(・)と重量トン(kt)のいずれか大きい方を基準単位として適用する。ただし、基本運賃に容積トン又は重量トンによると明示した場合は、これによる。
5. 1トン未満の貨物については、1トンとして計算する。
6. FCLの基本運賃は、コンテナ1個を基準単位として適用する。
7. 危険品、高価品、冷凍品、その他通常のドライコンテナに収容しきれない大品等特殊貨物については、基本運賃に、特約により割増運賃を適用する。
8. 基本運賃率表に記載のない積揚港の貨物については、基本運賃率表に記載する近隣積揚港の貨物基本運賃を基礎に、輸送距離等を勘案し、特約により設定する。
9. 運賃の計算は以下により行う。
①基本運賃(上記4の運賃を含む)の上下〇〇%の範囲内で運賃を計算する。
②長期契約、大量貨物等については、基本運賃の〇〇%を限度に特約により割引運賃を適用して運賃を計算する。

【参考2】運賃及び料金の設定届出書 関係法令

報告規則3条(運賃及び料金の届出)

- 第1項 貨物利用運送事業者(内航運送又は貨物自動車運送に係る第一種貨物利用運送事業を経営する者に限る。)は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、次の各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を所轄地方運輸局長に提出しなければならない。
 - 第1号 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 第2号 設定し、又は変更した運賃及び料金を適用した貨物利用運送事業の種類及び利用運送に係る運送機関の種類
 - 第3号 設定し、又は変更した運賃及び料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合にあっては、新旧の対象を明示すること。)
 - 第4号 設定又は変更の実施日
- 第2項 貨物利用運送事業者(前項に規定する者を除く。)は、運賃及び料金を定め又は変更したときには、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、前項各号に掲げる事項を記載した運賃料金設定(変更)届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 第3項 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第6項に規定する不定期航路事業(貨物の運送に係るものに限る。)を営む者が行う貨物の運送又は海上運送法施行規則(昭和24年運輸省令第49号)第1条第1項に規定する外航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の22に掲げる貨物の運送若しくは同項に規定する内航貨物定期航路事業を営む者が行う同令第21条の3第1項に掲げる貨物の運送に係る利用運送を営む者は、前二項の規定にかかわらず、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなくてもよい。

国総貨複第201号(H15.3.18)

貨物利用運送事業報告規則に基づく運賃料金設定(変更)届出書の取扱について

- 3 運賃及び料金の種類、適用方法について
運賃及び料金の種類、適用方法については以下に従い記載すること。
 - (1) 共通事項
 - ①貨物利用運送事業者が荷主から収受する運賃及び料金は、実運送事業者に支払う運賃及び料金を貨物利用運送事業者の取扱手数料(第二種貨物利用運送事業にあっては集配料を含むものとする。)を加算した額とする。
 - ②運賃とする場合は、その範囲は必要最小限の幅とし、その幅を明示するものとする。必要最小限を超えると認められる場合は、割増又は割引運賃を設定することとする。
 - ③運賃の割増・割引については、貨物の特性、サービスの形態等から割増・割引を行うことが適当と考えられるものであることとする。また、割増・割引の対象が明確にされていないこととする。
 - ④附帯料金については、貨物の荷造り、保管又は仕分、代金の取立て及び立替えその他の通常貨物利用運送事業に附帯する業務の料金とするが、その内容は利用者にとって分かりやすいものでなければならないものとする。また、附帯料金以外の実費についても、同様に、利用者にとってわかりやすいものでなければならないものとする。
 - (3) 外航運送
 - ①外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金は、port to port又はdoor to portのものとする。(シー・アンド・エア、シベリア・ランド・ブリッジ等にあっても同様。)また、港湾運送事業者に支払う港湾運送料金に係る料金は、届出の対象としないものとする。
 - ②外航運送に係る貨物利用運送事業の運賃及び料金の適用方法については、次のとおりとする。
 - (ア) 航路別品目・グループ毎に(例:家電製品、精密機械、自動車部品等)主要物品とその他の物品に分けて、重量等単位による基本運賃を設定する。原則として、LCL貨物の運賃については、重量等単位による基本運賃を、FCL貨物の運賃については、大きさに応じ、コンテナ単位の基本運賃を設定すること。

【外航第一種／新規登録申請】

- (イ) 主要仕向地の運賃を届け出ることとし、同運賃であれば複数の仕向地を一括して届け出る。主要仕向地ではない仕向地の運賃は、その算定の考え方を記載すること。
- (ウ) 運賃は円建てのほか、ドル建てでもよい。
- (エ) BAF、CAF、CFSチャージ等サーチャージは、基本運賃のほかに別途実費徴収する旨の記載でよい。

海上運送法

第1項第6号 この法律において「不定期航路事業」とは、「定期航路事業以外の船舶運航事業をいう。

海上運送法施行規則

第1条第1項 この省令において、「外航貨物定期航路事業」とは、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う貨物定期航路事業をいい、「内航貨物定期航路事業」とは、その他の貨物定期航路事業をいう。

第21条の22（貨率表の設定適用除外）

法第19条の6（法第19条の7において準用する場合を含む。）の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、外航定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、6 セメント、7 肥料、8 木材、9 穀類、10 生動物、11 その他主としてばら積又は満船積を通例とする物

第21条の3第1項（貨率表の適用除外）

法第19条の6の規定により貨率表を定めることを要しない貨物は、内航貨物定期航路事業にあつては、次のとおりとする。

1 石炭、2 コークス、3 鉱石、4 塩、5 砂糖、6 セメント、7 肥料、8 屑ゴム、9 木材、10 穀類、11 銑鉄及び鋼材、12 わら工品、13 その他主としてばら積又は満船積を通例とする貨物